



後期高齢者医療の一定所得者への 2割負担の導入について **その2**

前回は、後期高齢者医療の一定所得者への2割負担の導入の内容、負担を抑える配慮などを解説しました。対策としては課税所得（資料1）の※2を参照）を下げることで、負担割合が2割を1割、3割を2割など低くできるかもしれません。医療費控除や障害者控除などの申告ができる方は申告し、負担割合が低くならないか、検討してもよいと思います。

「医療費控除」は、前年1～12月に支払った医療費総額から、保険金などで補填された金額を引き、さらに10万円か、所得金額の5%のどちらか少ない額を引いて出た金額が対象になります。

また「障害者控除」は、障害者手帳がなくとも受けることができます。堺市の場合は、各区地域福祉課に確認の上ですが、要介護2～5の認定を受けている方のうち、寝たきりなどの身体状況や認知症の程度が、一定の要件に当てはまる方に、「障害者控除対象者認定書」を交付しています（区役所の地域福祉課に相談・申請が必要です）。

これを税の障害者控除に使用して、対象者の課税所得により負担割合が低くなる可能性があります。

（看護小規模多機能型
居宅介護ひまわりの里
ケアマネジャー 倉町 健）

〈問い合わせ〉

- ・市民税、府民税に関すること
 - ・市民税課（区によって番号が異なります）
 - ・所得税に関すること
- 堺税務署
☎ 072-238-5551

〈「医療費控除」の計算方法〉

〈A〉－〈B〉－〈C〉

＝ **医療費控除額（最高200万円）**

- 〈A〉…1年間（1月～12月）に支払った医療費の総額※下の〈D〉参照
- 〈B〉…保険金などで補填される金額
- 〈C〉…10万円、または所得金額の5%（どちらか少ない額）

〈D〉「医療費控除」の対象となるもの、ならないもの

「医療費控除の対象となるもの」の一例

- ・医師、歯科医師による診察費・医療費（不妊治療、インプラント、子どもの歯の矯正なども可）、入院費（室料は治療に必要なとき）、出産に伴う費用
- ・医師の診療を受けるための通院費（タクシー代はやむを得ない場合のみ）
- ・介護保険の医療系居宅サービス（訪問看護、デイケアなど）、医療系サービスと併用される福祉系居宅サービス（訪問介護、デイサービスなど）の利用料
- ・介護保険施設の利用料・食費・居住費（特別養護老人ホームは費用の半額）
- ・治療のためのはり、きゅう、あんま、マッサージ、柔道整復などの施術費
- ・薬局で購入した薬代（ドリンクなどの栄養剤は除く）
- ・療養上の世話のために家政婦などに支払った費用
- ・寝たきりの人のおむつ代（医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要）

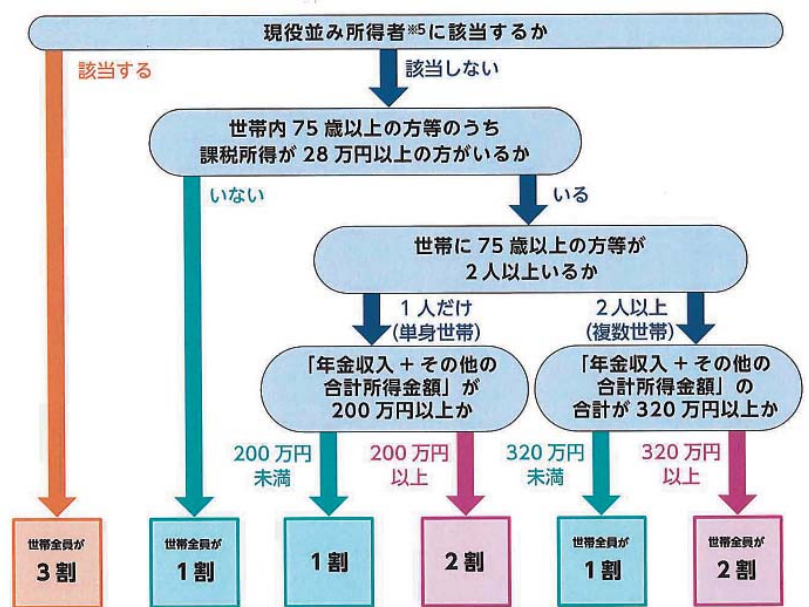
「医療費控除の対象とならないもの」の一例

- ・人間ドック
- ・健康診断費用（異常がみつかри、通院・入院が必要になった場合には対象になる）
- ・通院のための自家用車のガソリン代
- ・診断書料
- ・美容整形

〈資料1〉

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方等^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}等（令和3年中のもの）をもとに、世帯単位で判定します。
- 75歳以上の方等で一定以上の所得（課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額^{※4}」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上）がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。



・住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。

- ※1 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。
- ※5 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。（一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が1割または2割になるケースがあります）